

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日南町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・評議員会の招集通知は、理事会で評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項を決議した上で、評議員会の日の1週間前までに招集の通知を発すること。
- ・理事会及び評議員会について、出席が可能なように日程調整を行うこと。
- ・計算書類と附属明細書の整合性を図ること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和5年2月21日に開催された4年度第2回評議員会の招集通知について、同年2月13日開催の第3回理事会で招集を決議する以前の同年1月18日付けで招集通知を発していた。</p> <p>ついては、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前（中7日間）までに各評議員に対して、招集の通知を発すること。</p> <p>（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12）</p>	<p>理事会で、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を決議の後、評議員会の日の1週間前（中7日間）までに各評議員に対して、招集通知を発する。</p>
2	<p>評議員について、令和4年度の評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は評議員の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">（審査基準第3の1（3））</p>	<p>2回連続欠席とならないよう、前回欠席者との日程調整を行う。</p>
3	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">（審査基準第3の1（3））</p>	<p>2回連続欠席とならないよう、前回欠席者との日程調整を行う。</p>
4	<p>計算書類に対する注記（日南町社会福祉協議会拠点区分及びシルバー人材センター事業拠点区分）の「10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の債権の当期末残高が、以下のとおり拠点区分貸借対照表の未収金の計上額と一致していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日南町社会福祉協議会拠点区分</li> </ul>	<p>次回、決算関係書類作成時より、注記と計算関係書類との整合性を図るため確認を重ねる。</p>

